

山梨県公報

第千六百七十二号

平成十八年

六月八日

木 曜 日

目 次

保安林の指定の予定(二件).....	四二九
保安林の指定.....	四二九
保安林の指定の解除.....	四三〇
道路の区域変更.....	四三〇
道路の供用開始.....	四三〇
公 告	
介護保険法に基づく指定研修実施機関の指定.....	四三〇
落札者等の決定について.....	四三一

告 示

山梨県告示第三百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年六月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

甲州市塩山小屋敷字扇山三三三の四三、一三三三の四四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

山梨県告示第三百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年六月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

甲府市古閑町字白尾沢三五四三内一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白尾沢三五四三内一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年六月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

北杜市小淵沢町上笹尾字篠原三三三二の九一・三三三三二の二二五三(以上二筆につ

いて、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十八年六月八日

一 保安林の所在場所

山梨県知事 山 本 栄 彦

北杜市小淵沢町上笹尾字篠原三三三三の二二五七、三三三三の二二五八、三三三三の二二七二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年六月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月八日

一 道路の種類 県道

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 路線名 鶯宿上曾根線
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
東八代郡芦川村大字鶯宿字里道二二七九番の二地先から 東八代郡芦川村大字鶯宿字里道一九六〇番地先まで	二・一	二・一	六・七	六四〇・〇
	六・七	六・七		
	六・〇	六・〇	八・〇	八三二・〇
	八・〇	八・〇		

山梨県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年六月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市之蔵山梨線	笛吹市大字一宮町一之宮字車居一五六八番の八地先から 笛吹市大字一宮町小城字砂原八五一番地先まで	一〇〇五・八	平成十八年 六月十五日

公 告

● 介護保険法に基づく指定研修実施機関の指定
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定により、次の者を指定研修実施機関として指定した。
平成十八年六月八日

名	称	住 所	事務所の所在地	指定期月日
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会		甲府市北新一丁目二番十二号山梨県福祉プラザ四階	住所に同じ	平成十八年四月三日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年六月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
山梨県電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
山梨県土木部土木総務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十八年三月三十一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社・株式会社 Y S K e c o m ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム開発共同企業体 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 随意契約に係る契約金額
三億四千三百九十五万三千四百六十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番